

第7弾 かめおか応援クーポン事業 実施概要

1 事業の目的

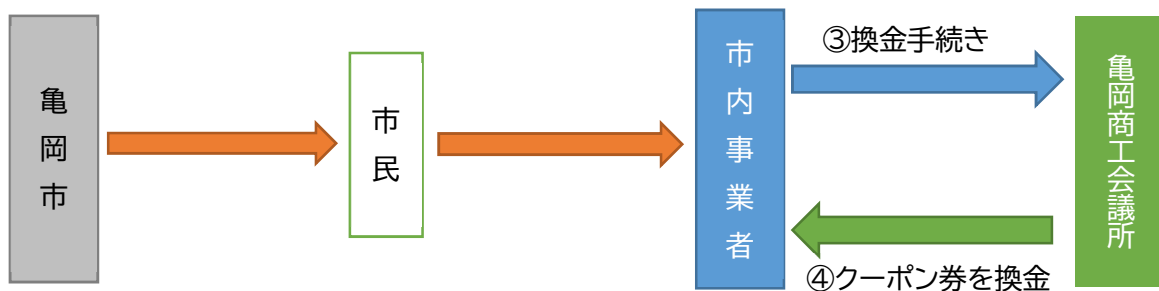
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う事業者及び市民生活支援を目的として、地域力の強化(自治会加入の促進)、プラごみゼロ推進事業者支援を掲げ、市内サービス業・小売業などを営む対象店舗で利用できるクーポン券を市内の各世帯に発行する。

2 事業概要

①発行クーポン券について

1世帯あたり10枚、対象店舗で利用可能な500円分のクーポン券付き冊子配布し、市内消費を促進する。各クーポン券は、会計時1,000円につき1枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。(例:会計が3,500円であればクーポン券は3枚まで利用可能)

(実施イメージ)



②クーポン配布期間 (予定)

令和6年2月1日(木)から3月29日(金)までの開庁日

③クーポン利用期間 (予定)

令和6年2月1日(木)から3月31日(日)まで

④クーポン発行方法

ア) 自治会加入世帯 → 自治会から全戸配布

イ) 自治会未加入世帯 → 市役所で配布

※それぞれ、2月1日(木)から順次配布

⑤利用可能店舗

以下のすべてに該当する事業者とする。

ア) 本市内でサービス業・小売業などを営む事業者で事前に市に対し登録申込を行っていること

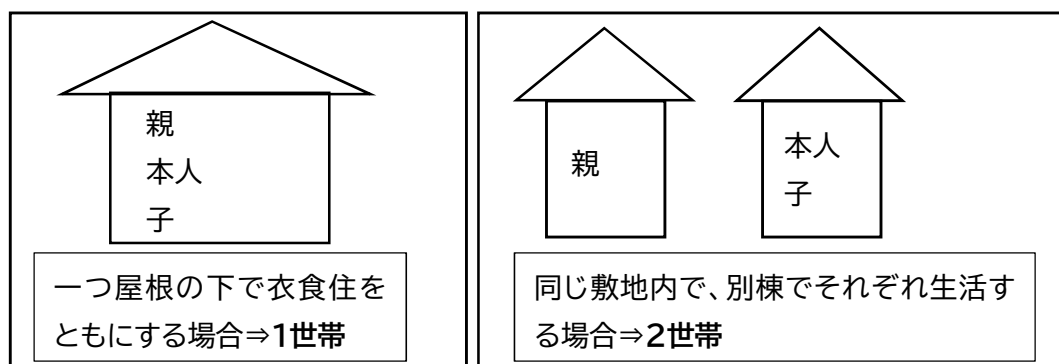
イ) 取扱店のサインを掲示していること

※ エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う市民生活支援及びレジ袋禁止条例等、プラごみゼロ推進の取り組みに御理解、御協力いただく市内事業所支援のため、第5弾に引き続き、大規模店舗及びフランチャイズ・チェーン店も利用対象店舗として登録可能とする。

3 クーポン券配布対象者

亀岡市内の全世帯

例)



4 クーポン券の取り扱い

(1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(2) 利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にて提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金

5 換金手続き **重要**

換金手続きにつきましては、「亀岡商工会議所」で手続きを実施。

換金にあたっては、別紙「亀岡商工会議所換金請求様式」に必要事項を記入のうえ、お手続きください。

【手続き先】亀岡商工会議所(換金受付窓口 月から金 9:30~17:00)

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1-1 TEL:0771-22-0053

(1) 換金受付期間

令和6年2月1日(木曜日)~令和6年4月30日(火曜日) **期限厳守**

※期限を過ぎると一切換金には応じられませんのでご注意ください

(2) 換金の流れ

対 象	内 容
① 事業者	請求書を提出
② 亀岡商工会議所	請求内容のチェック
③ 亀岡商工会議所	振り込み処理
④ 事業者	振込確認 ※請求書提出の翌日から6営業日(目安)

(3) 必要書類

- ①クーポン換金請求書
- ②振込先口座の確認ができるもの(通帳表紙と見開き1・2ページのコピー等)
- ③利用済みクーポン原本

<イメージ>

月	火	水	木	金	土	日
2/5 請求書提出	2/6 1営業日	2/7 2営業日	2/8 3営業日	2/9 4営業日	2/10	2/11
2/12 祝日	2/13 5営業日	2/14 6営業日 振込	2/15	2/16	2/17	2/18

2月5日(月)に請求した場合、2月14日(水)が振込日(目安)となります。